

「県立青少年教育施設の今後の在り方」

検討資料

- ○県立青少年教育施設をめぐる状況
- ○現 状
- ○課 題

豊かな自然の中で「ふれる」・「かかわる」・そして「つながる」

平成24年12月

生涯学習課

目 次

7	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	県立青少年教育施設をめぐる状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
((1)県立青少年教育施設設置の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(②再整備の中での県立青少年教育施設の歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	指定管理者制度導入後の県立青少年教育施設の現状・・・・	5
((1)利用者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(②各施設の利用率と稼働率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(3)職員研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	4)地域とともに歩んでいる5施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(5)多彩な主催事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
((6)利用者アンケート調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4	課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
(⑴維持管理経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
	②将来の県内青少年人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	③)閑散期の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
((4)適正な受益者負担の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
5	県立青少年教育施設の今後の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4

1 はじめに

都市化や核家族化、少子化等の社会環境の変化に伴い、青少年の日常生活に おいて、体験活動の機会が減少していると指摘されていますが、体験活動は青 少年の健全育成を図るうえで重要な柱の一つです。

平成21年度に独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施した「子どもの体験活動の実態に関する調査」では、子どもの頃の体験が豊富な人ほど、大人になったとき、何でもチャレンジしようとする意欲・関心や規範意識・人間関係能力が高いという調査結果が出ています。また、体験量が多い人ほど最終学歴や年収が高くなることなどが報告されています。 (資料1)

学校教育法・社会教育法には、学校や地域社会での体験活動の意義が示され、 平成23年度から順次完全実施されている学習指導要領においても体験活動に 関する記載が多くの教科・領域に示されています。 (資料2)(資料3)

体験活動は、「豊かな心」を育むとともに、自立・責任・連帯・寛容などの 人間性を培い、一人の社会人として健やかに育っていく「生きる力」の育成の 支えとなっていると言えます。

千葉県においても、千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県 ちば』プラン」で、「ふれる」、「かかわる」、そして「つながる」を基本的 な取組方針としています。

千葉県教育振興基本計画は3つのプロジェクトからなり「ちばのポテンシャル (潜在能力)を生かした教育立県の土台づくり~元気プロジェクト~」の施策に「多様な自然、産業、人材などを生かした体験活動の推進」を盛り込み、その重点的な取組として、(1)体験活動を通した心の教育の推進(2)ちばのフィールドを活用した体験活動の推進を位置づけています。

さて、県立青少年教育施設は、本県の体験活動の受け皿として長年重要な役割を担ってきました。

平成15年度に策定した「県立青少年教育施設の再整備に係る指針」に基づき、9施設を順次5施設に集約するとともに、平成20年度より5施設全てに指定管理者制度を導入し、より効果的な管理運営に努めてまいりました。

(資料4)

5つの県立青少年教育施設は、創意工夫ある体験プログラムを提供し、本県の体験活動の拠点として、多くの利用者を受け入れています。今後もさらに、県民のニーズに応じた柔軟な対応ときめ細かなサービスの提供の向上に努めていく必要があります。

一方、指定管理2期目が終了となる平成28年度以降の「県立青少年教育施設の今後の在り方」について、現状の分析から施設の将来像を踏まえた上で、検討していくことが急務となっています。

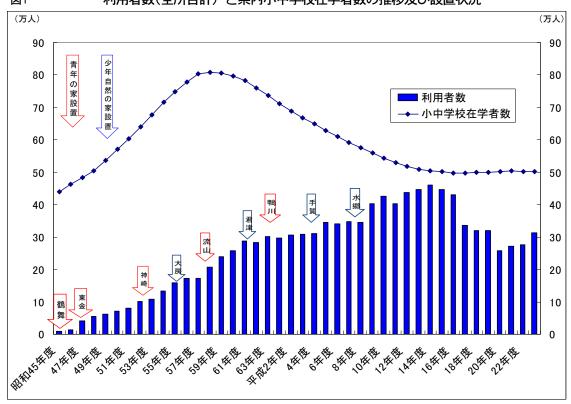
2 県立青少年教育施設をめぐる状況

(1) 県立青少年教育施設設置の経緯

本県では、青少年教育施設として、「青年の家」と「少年自然の家」を設置してきました。青年の家は、団体生活を通じて青少年の健全な育成を図ることを、少年自然の家は、団体生活を通じて少年を自然に親しませ、少年の健全な育成を図ることを目的とし、学校やグループ・各種団体等による宿泊研修や日帰り研修に利用されるほか、施設が主催するさまざまな体験活動の場を提供することにより、青少年の健全育成に大きな役割を果たしてきました。

昭和36年に木更津市に設置された「千葉県青年の家」が本県の青少年教育施設の第1号です。その後、全国的な地域開発と経済成長の中で、本県でも都市化が進行し、また県内の青少年人口が急激に増加したことから、青年の家の整備充実を図ろうとする機運が高まりました。

図1 利用者数(全所合計) と県内小中学校在学者数の推移及び設置状況



小中学校在学者数:「学校基本調査報告書」(千葉県)より

こうした状況を受け、千葉県社会教育委員会議は、昭和45年に答申した「都市化の進行に対処する社会教育振興方策について」の中で、県内にバランスよく5つの青年の家を設置するよう提言しました。これに応える形で、既に市原市に整備中であった鶴舞青年の家(昭和45年設置)、東金市に計画中であった東金青年の家(昭和47年設置)に加え、神崎町に神崎青年の家(昭和52年設置)、流山市に流山青年の家(昭和58年設

置)、鴨川市に鴨川青年の家(昭和63年設置)が、次々と整備されていきました。 (図1参照)

少年自然の家は、昭和55年に初めて、富浦町(現南房総市)に大房岬 少年自然の家が設置されました。少年自然の家整備の背景には、青年の家 同様、本県における都市化の進行に伴い、青少年の自然体験や遊び場・機 会の不足が生じ、これが青少年の健全な育成を阻害しているとの認識が広 まったことがあります。その後、君津市に君津亀山少年自然の家(昭和 61年設置)、沼南町(現柏市)に手賀の丘少年自然の家(平成5年設 置)、小見川町(現香取市)に水郷小見川少年自然の家(平成9年設置)がそれぞれ整備されていきました。

昭和45年に鶴舞青年の家が設置されて以来、利用者数も年々増加してきました。平成9年4月に県立青少年教育施設は9所(青年の家5・少年自然の家4)に整備が進み、それまで十分に対応できなかった宿泊希望にも応じられるようになりました。その結果、県内小中学校在学者数が昭和58年ごろ減少に転じてからも利用者数がしばらくの間、増加したと考えられます。しかし、利用者数は平成14年ごろをピークに減少してきています。

(2) 再整備の中での県立青少年教育施設の歩み (9所から5所へ)

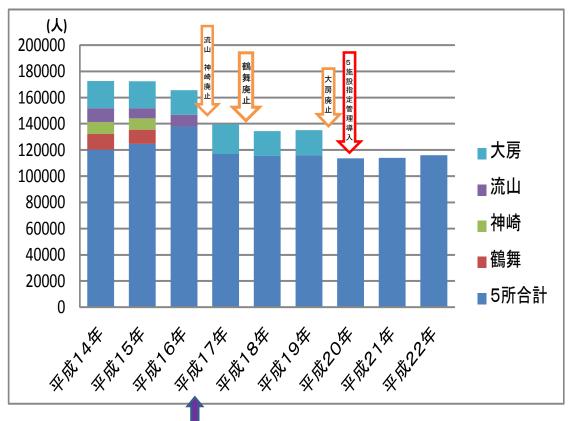
県立青少年教育施設の再整備を進めていく中で、平成15年11月19日に「県立青少年教育施設の再整備に係る指針(案)」を県民に公表し同11月19日~12月18日にかけて県民の意見(パブリックコメント)を募集しました。 資料5

平成15年度に策定した「県立青少年教育施設の再整備に係る指針」に基づき、平成16年度末に、流山青年の家・神崎青年の家、17年度末に鶴舞青年の家が廃止となりました。19年度末には大房岬少年自然の家が廃止となり、平成20年度より5施設全でに3年間の指定管理者制度が導入されました。現在は指定管理2期目となり、5年間の指定管理期間の2年目となります。

青少年教育施設における指定管理者制度の導入は、全国的な傾向となっています。 **資料7**

図2 県立青少年教育施設の宿泊者数の推移

千葉市少年自然の家開設



: 鶴舞青年の家・神崎青年の家は平成16年度より 宿泊業務休止。5所は現存する施設である。

県内小中学校在学者数は約51万人ほど(図1参照)で横ばいが続く中、 宿泊者数は県立青少年教育施設の廃止等に伴い減少しています。中でも平成17年度は前年と比べ大きな減少(図2参照)が見られます。その要因 として、多くの小中学校を抱える千葉市が、平成17年4月に長柄町に千 葉市少年自然の家(宿泊定員394名)を開設したことがあげられます。

3 指定管理者制度導入後の県立青少年教育施設の現状

(1)利用者の推移(平成19年度~23年度)

図1、図2により5施設の合計数としての利用状況の推移を見てきました。 指定管理者制度導入後の各施設の利用者数・宿泊者数は図3、図4のとおり です。

図3 利用者数の推移(平成19年度~23年度)

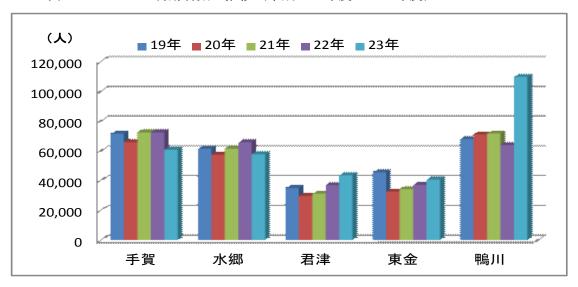
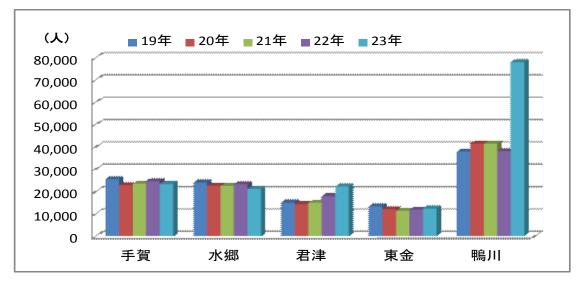


図4 宿泊者数の推移(平成19年度~23年度)



(注) 1:平成23年度の鴨川青年の家は福島県から避難者の受け入れを実施しました。

2:宿泊定員は各施設異なります。 (表1参照)

直営時(平成19年度)より現在まで利用者の急激な減少は見られず、それぞれの施設が利用者のリピーターを確保できるよう努力しています。

表1 県立青少年施設の宿泊定員

X. NIHO INDIXODANCE					
施設名	宿泊定員				
手賀の丘少年自然の家	300人				
水郷小見川少年自然の家	264人				
君津亀山少年自然の家	300人				
東金青年の家	200人				
鴨川青年の家	360人				

(2)各施設の利用率と稼働率

表2 各施設の利用率と稼働率

施設名	平成21年度		平成:	2 2 年度
	利用率	稼働率	利用率	稼働率
手賀の丘少年自然の家	27.8%	41.9%	29.5%	42.9%
水郷小見川少年自然の家	29. 2%	47.3%	29.5%	46.3%
君津亀山少年自然の家	16. 1%	25.3%	18.5%	28.5%
東金青年の家	19.3%	34.1%	20.3%	31.7%
鴨川青年の家	35. 3%	36.5%	31.2%	29.6%
5 施設平均	25.5%	37.0%	25.6%	37.8%

(注) 利用率・・・定員に対する宿泊者 稼働率・・・宿泊室の使用率

施設により違いがあるものの、各所の平均利用率は約26%、稼働率は約38%程度で推移しています。この数値だけをみると低いという印象をうけますが、各施設とも、利用団体数や男女比等により、部屋の収容定員に満たない場合においても、それ以上の受け入れができなくなる場合が多くあるからです。 (*事例参照)

また、部屋は空いていても活動場所が重なるため受け入れできない場合もあります。これは、青少年教育施設として利用者のニーズに合ったサービスの実現に重点を置いているためです。利用率の向上を各施設に押しつけてしまうと、単なる宿泊施設となり、教育施設としての利用者に満足のいく体験活動を提供するという目的から大きく外れてしまう懸念が生じると考えられます。

事例 「東金青年の家」の場合 定員200名

・宿泊室8室(26人部屋が7部屋、14人部屋が1部屋)講師室4名定員

団体1(小学校) 60人 (男30人・女30人)

団体2(小学校) 40人 (男20人・女20人)

2 6 人部屋							14人部屋
① 団体 1 男	② 団体 1 男	③ 団体 1 女	④ 団体 1 女	⑤ 団体 2 男	⑥ 団体2 女	⑦ 団体 1 引率者 保健室	⑧団体 2引率者保健室

*この場合、定員の半数の宿泊者で満室になる。

(3)職員研修について

青少年教育施設の職員の資質向上のため、体験プログラムの所内研修を 計画的に実施しています。指導技術の向上なくして、効果的な体験活動は 提供できません。

特に水郷小見川少年自然の家ではカヌー、鴨川青年の家ではカッターという水上での活動プログラムがあるため、利用者の安全を守るためにも研修は大変重要なものです。両施設は救命救急研修等も実施し、緊急時にすばやく確かな対応ができるよう努めています。



*鴨川青年の家「カッター救助訓練」 の様子 平成24年8月29日撮影



現在は指定管理者制度であっても、県立青少年教育施設の役割は直営時代と変わりません。特に最前線で利用者と接している職員の資質向上は最優先の課題であると考えています。平成23年度より生涯学習課が中心となり「職員研修」を計画し年間3回実施しています。

研修会場を各施設持ち回りとするので、他所の指導プログラムや施設見学等、「外から青少年教育施設を見る。」ということも大変有意義なものになっています。また、同じ立場の施設職員間の意見交換や普段の指導上の悩みや新たな発見を共有できる機会となっています。

指定管理者制度が5年間ということで、計画的に人材育成ができる利点を生かしながら、「職員研修」の充実に努めています。

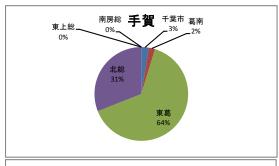


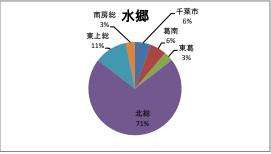


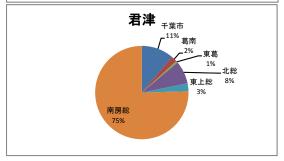
*第1回 職員研修の様子(手賀の丘少年自然の家) 平成24年5月18日撮影

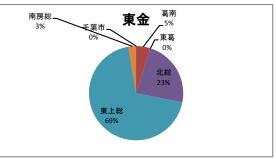
(4)地域とともに歩んでいる5施設の状況

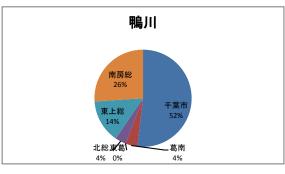
図5 平成22年度 県内小中学生宿泊者の地域別の割合について











*23年度は震災の影響により22年度を 使用しました。

各施設の宿泊利用者の地域別の割合をみると、施設近隣地域の学校が多くの比率を占めています。ただし、鴨川青年の家については、千葉市の小中学校の利用が約半数を占めています。

平成15年度に策定した「県立青少年教育施設の再整備に係る指針」において、5施設の地域性と配置バランスを考慮しながら進めたことが、地域のニーズに応えていることがわかります。県内の地理的な条件のもとに配置された5施設が廃止された場合、近隣地域の小中学校の宿泊体験学習に多大な影響を及ぼすことが予想されます。

直営時代は、社会教育主事の資格を備えた教員が勤務していたため、近隣の学校や地域とのつながりを維持できた面がありました。指定管理者制度になり地域と施設との関係が弱くなることも懸念されていましたが、各施設の運営委員会に地元の教育長や小中学校長等に委員として参画していただくなど、地域コミュニティの中で、施設の存在価値を高めるよう努力しています。

水郷小見川少年自然の家では、東日本大震災の時は、近隣地域で水道が 出ない日が続いたため、5日間、地域の方に入浴をしていただき、地域に 貢献することができました。 鴨川青年の家では、平成24年7月に地震・津波を想定した鴨川市防災 訓練に利用者の同意のもと施設として参加しました。

また、鴨川青年の家の活動プログラムの特色である「カッター訓練」を 実施するには、鴨川漁港の漁師の方々との協力関係が不可欠です。直営時 代から続いている漁師の方々との関係を維持するとともに、指定管理者制 度導入後においては、地元出身の方が所長となり漁師の方々との関係はさ らに深いものになっています。

5施設とも日頃より、地域住民と連携し、ともに支え合うことで「地域とともに歩む」施設の実現を目指しています。

(5)多彩な主催事業の実施

直営時代は、社会教育主事の資格を持った小中高等学校の教員出身者が 指導に携わり、各施設の特徴ある教育プログラムを継承しながら利用者に 提供してきました。

現在は、指定管理者において、資格(ネイチャーゲームリーダー、自然 観察指導員、森林インストラクター等)を多く持った職員を配置し、それ らの能力を活用し、自然環境や地域の特性を生かした多彩な主催事業を実 施しています。

平成24年度の各施設の主催事業の回数は、手賀の丘少年自然の家39回、水郷小見川少年自然の家59回、君津亀山少年自然の家44回、東金青年の家71回、鴨川青年の家19回を予定しています。

(6)利用者アンケート調査

各指定管理者は利用者のニーズに応じた柔軟な対応ときめ細かなサービス向上のため、アンケート調査を実施し運営の改善に努めています。様々な意見に耳を傾け、改善が必要な事案につきましては、迅速な対応を行っています。

手賀の丘少年自然の家では、1階ホールに「お知らせコーナー」を設け、アンケートを受けての対応状況を利用者に掲示するなどサービスの向上につなげています。



手賀の丘少年自然の家 「お知らせコーナー」



現在、生涯学習課では、各施設で実施している利用者アンケート内容の 統一に向けて準備しているところです。

4 課題

(1)維持管理経費

表3 施設の管理運営に係る委託料(指定管理料) (単位 千円)

施 設 名	23年度	2 4 年度	25年度	26年度	27年度
手賀の丘少年自然の家	81, 280	82, 047	83, 070	83, 368	83, 710
水郷小見川少年自然の家	98, 360	98, 550	98, 550	98, 550	98, 550
君津亀山少年自然の家	87, 904	87, 904	87, 904	87, 904	87, 904
東金青年の家	79, 908	79, 908	79, 908	79, 908	79, 908
鴨川青年の家	94, 508	94, 553	94, 593	94, 685	94, 724
計	441, 960	442, 925	444, 023	444, 415	444, 871

各施設の管理運営に係る委託料(指定管理料)は表3のとおり、5所合 計で、年間約4億4千万円となっています。。

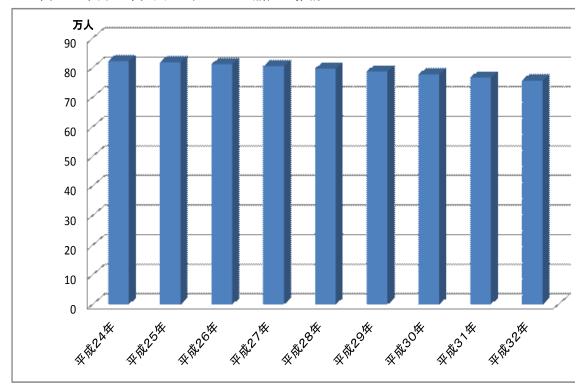
また、県立青少年教育施設5所のうち、最も古い東金青年の家で39 年、最も新しい水郷小見川少年自然の家で14年が経過しており、今後も 設備機器の老朽化による修繕・更新経費の増加が見込まれます。県立青少 年教育施設が存続していく場合、委託料を含めた維持管理経費が課題とな ります。なお、昨年度の修繕費は表4のとおりです。

県立青少年教育施設 平成23年度 工事・修繕等の状況 表4

施 設 名	工事・修繕・委託状況 (費用 円)	合計 (円)
手賀の丘	○消防設備受信機交換工事(2,137,800)	
少年自然の家	○蓄電池交換(306,600)	3, 271, 800
	○浄化槽ブロワ交換(577, 500)	
	○消防設備受信機交換工事設計業務委託(249,900)	
水郷小見川	○ミニハーバー埋設管漏水復旧工事(997,500)	
少年自然の家	○空調交換工事(535,500) ○空調洗浄委託(2,520,000)	
	○自動ドア修理(189,000)	12, 652, 500
	*災害復旧関係 ○外構災害復旧工事(6,510,000)	
	○その他【調査費・業務委託】(1,900,500)	
君津亀山	○非常用予備発電装置バッテリー交換工事(1,302,000)	
少年自然の家	○月出野外活動施設補修(417,900)	2, 260, 335
	○照明機器修繕(209,685)	
	○受水槽改修工事設計委託(330,750)	
東金青年の家	○冷温水発生機改修工事(976,500)	
	○研修室空調交換工事(556,500)	
	○電話設備修理(519,067)	3, 012, 502
	○非常照明用バッテリー交換工事(845,775)	
	○シャワー水栓交換(114,660)	
鴨川青年の家	○非常用発電装置バッテリー交換工事(709,800)	709, 800
	合 計	21, 906, 937

(2) 将来の県内青少年人口の推移

図6 県内の年少人口(0~14歳)の推計



: 平成22年1月「将来人口の推計結果」(千葉県)より

県内の年少人口 $(0\sim14歳)$ の推計をみると、年々減少し平成32年には、現在より約8%減少すると予測されています。

この結果から、将来の青少年人口も徐々に減少していくことが予想され、 現在5所ある県立青少年教育施設の数が適正な規模であるか課題としてあげ られます。

(3) 閑散期の対策

各施設ともに、5月~10月に小中学校の宿泊利用者が集中し、特に夏期は、諸団体の利用も多く満室状態が続いています。

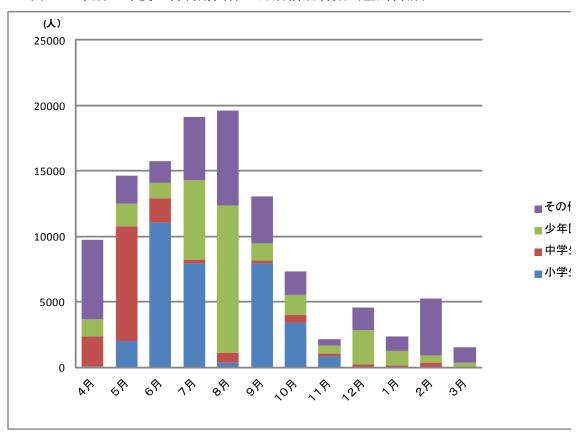
しかし、学校行事等の関係から中学生は7月から小学生は11月ごろから利用が減り、11月ごろより3月まで「閑散期」となっています。

「青少年教育施設は利用者の多い時期($4\sim10$ 月)のみ営業してはどうか。」という意見もありますが、施設の維持管理・職員の雇用等の問題があり、期間を決めての運用は難しいと考えます。

各所とも「閑散期」の宿泊者数の増加に向け、大学生のサークル・部活動の利用や一般企業に研修の場として提供するなど広報活動を通じて働きかけています。

一般企業等の利用にあたっては、県立青少年教育施設の意義をふまえた 「研修の場」として提供することが大切になってきます。

図7 平成22年度 各利用団体の月別宿泊者数(全所合計)



(4) 適正な受益者負担の検討

①県立青少年教育施設の利用料金 (平成24年度)

表5

* 県内 · 県外団体同額

施設名	手賀の丘	水郷小見川	君津亀山	東 金	鴨川
宿泊費	3歳以上18歳	歳未満 300円	18歳以上	(高校生を除く)	800円
シーツ代	180円	180円	180円	180円	200円
食費(3食分)	1,731円	1,764円	1,800円	1,800円	1,800円
主な施設使用	多目的ホール	オリエンテー	研修室	視聴覚室	第1研修室
料金	(2,130円)	ション室	(1,230円)	(660円)	(530円)
1時間(円)	体育館	(1,200円)	体育館	体育館	体育館
	(660円)	体育館	(660円)	(660円)	(660円)
		(660円)		 	<u> </u>

施設使用料については、学校機関(小中高・特別支援学校)・65歳以上の方(又は65歳以上が半数の団体)・千葉県青少年団体連絡協議会加盟団体等は免除対象となる。

創作活動費等	七宝焼き	サイクリング	七宝焼き	キャンプファ	勾玉
(材料代等の実費)	(450円)	(1台200円)	(500円)	イヤーセット	(300円)
	切り絵	草木染め	万華鏡	(2,000円)	カラー粘土
	(100円)	(200円)	(300円)		(300円)

各県立青少年教育施設の利用料金は**表5**のとおりです。小中学生が宿泊体験学習をする場合、1泊2日で約2,300円(3食込み)です。これは、保護者の負担を最小限に抑えることにつながります。

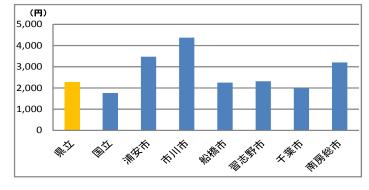
県内には、宿泊施設を備えた市立青少年教育施設もあります。 資料8 図8は、県立と国立・市立青少年教育施設の利用料金を比較したものです。市立青少年教育施設は、 図8 県立・国立・市立青少年教育施設の費用

市外の小中学校との間に利

用料金に差をつけている 場合もあります。

県立青少年教育施設の 利用料金は国立を上回る ものの低く抑えられてい ると言えます。

図8 県立・国立・市立青少年教育施設の費用 の比較 【小中学生の1泊2日(3食込み)】



:国立は国立高遠青少年自然の家(国立施設はほぼ同額である。)

: 市立施設は各施設HPより

近隣の県立青少年教育施設では、県内・県外の利用者に利用料金の差をつけている県もあります。本県も県外の利用者からの利用料金の増額も考

えられますが、青少年の時期に千葉県を訪れ、千葉県の自然やよさを体験していただくことで、将来の「観光立県千葉」をイメージアップする機会とも考えられることから熟議が必要です。 **資料9**

②受益者負担増とした場合のシミュレーション

: 宿泊料を2倍にした場合(3歳以上18歳未満600円、18歳以上(高校生を除く)1,600円)

手賀の丘	水郷小見川	君津亀山	東金	鴨川
1,060万円	830万円	750万	460万	1,500万円
の増額	の増額	の増額	の増額	の増額

(*22年度決算の宿泊料収入を2倍にして計算)

上記のように、現在の宿泊収入が倍になります。3歳以上18歳未満の 1泊の負担増は、1人あたり300円になります。

1日利用の団体から使用料を徴収する場合は、その代金を水道代等のランニングコストに充当することも考えられます。

また、カヌー、カッター、プラネタリウム等の活動プログラムにおいて の指導は現在無料で提供していますが、1人100円程度の指導料を加え た場合、各施設に数十万円~百万程度の利用料金収入増が予想されます。

5 県立青少年教育施設の今後の在り方

県立青少年教育施設の現状や課題等について広くご意見をいただき、今後の在り方についてご検討をお願いいたします。